

行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

（傍線部の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 登録（第六条―第七条の四）</p> <p>第四章～第九章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二〔略〕</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に關して行われる聴聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に關する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔同上〕</p> <p>第三章 登録（第六条―第七条の三）</p> <p>第四章～第九章〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二〔同上〕</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に關して行われる聴聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に對してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に關する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。</p> <p>〔新設〕</p>

三・四 「略」

2| 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

（特定行政書士の付記）

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならぬ。

2| 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

（登録の細目）

第七条の四 この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号

二・三 「同上」

〔新設〕

〔新設〕

（登録の細目）

第七条の三 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

（設立）

第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（業務の範囲）

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する

の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第一条の三第二項第二号に掲げる業務

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十六条第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項

二 第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に關する規定

三〇五 〔略〕

業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

（日本行政書士会連合会の会則）

第十八条の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第十六条第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項

〔新設〕

二〇四 〔同上〕

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第

号）（附則第二項関係）

（傍線部の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政書士法の一部改正） 第四十三条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。 第一条の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。 第四条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。 〔略〕</p>	<p>（行政書士法の一部改正） 第四十三条 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。 〔新設〕 第四条の十八中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。 〔略〕</p>